

【声明】

緊急事態再宣言は時短要請への十分な補償と PCR検査の徹底拡充・医療体制の強化を求めます

2021年1月8日
全国生活と健康を守る会連合会
会長代行 吉田 松雄

政府は1月7日、新型コロナウイルス特別措置法に基づく2度目の緊急事態宣言を東京・神奈川・千葉・埼玉の1都3県に出しました。飲食店の営業時間短縮などを柱にした2月7日までの期間の要請です。

新型コロナウイルスの爆発的な拡大を招いた背景として見過ごすことができないのは、これまで「緊急事態宣言は必要ない」としてきた国の方針と、「Go Toキャンペーン」にしがみついた誤った判断です。医療現場は今、医師・看護師不足にコロナが直撃し、パンク寸前の逼迫状態が続いています。

1度目の緊急事態宣言では、十分な補償がされなかったために、特に中小・零細の飲食業では、廃業に追い込まれる業者も少なくありませんでした。十分な補償が行われてはじめて安心してお店を休むことができるのです。十分な補償は、時短要請への絶対条件です。

さらに、PCR検査の抜本的な拡充、特に無症状者への積極的なPCR検査の拡充を求めます。医療機関や高齢者施設に対する社会的検査を優先して、徹底的に行うことが必須です。

菅政権は、これまでの行動を即刻転換し、十分な補償と検査実施に向け国庫負担で対応することに踏み切るべきです。そのための財源は、大企業の内部留保の切り崩しや、法人税の引き上げ、軍事費の削減などで対応し、国民の命と暮らしを守ることを強く求めます。